

○名古屋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成26年6月30日

規則第68号

改正 平成27年規則第98号

平成28年規則第38号

令和元年規則第11号

令和2年規則第123号

令和5年規則第94号

注 令和2年11月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 法第9条第4項に規定する証明書の様式は、身分証明書（第1号様式）とする。

(勧告)

第3条 法第13条第2項に規定する勧告は、措置勧告書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第22条第2項に規定する勧告は、措置勧告書（第2号様式の2）により行うものとする。

(令5規則94・一部改正)

(命令)

第4条 法第22条第3項に規定する命令は、措置命令書（第3号様式）により行うものとする。

(令5規則94・一部改正)

(意見の聴取の請求)

第5条 法第22条第5項の規定に基づき意見の聴取を請求しようとする者（以下「聴取請求者」という。）は、意見の聴取請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(令5規則94・一部改正)

(聴取請求者の代理人)

第6条 聴取請求者の代理人は、あらかじめ、その委任状を市長に提出しなければならない。

(意見の聴取の期日の延期)

第7条 聴取請求者又はその代理人が、やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、理由を付して市長にその旨を届け出なければならぬ。

2 市長は、前項の届出があった場合において、その事由が正当であると認めるときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

3 市長は、災害その他やむを得ない事由により、法第22条第7項の規定に基づき通知及び公告をした期日又は場所において意見の聴取を行うことができないときは、意見の聴取の期日を延期し、又は場所を変更することができる。

4 市長は、前2項の規定に基づき、意見の聴取の期日を延期し、又は場所を変更するときは、法第22条第7項の規定に準じて通知し、かつ、公告する。

(令5規則94・一部改正)

(議長)

第8条 意見の聴取は、市長又は市長の指名する者が議長として主宰する。

(参考人)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体の職員又はその他の参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(意見の聴取の方法)

第10条 意見の聴取は、関係職員立会いの上、公開により、口述審問によって行う。

2 聴取請求者又はその代理人が出頭しない場合において、意見の聴取の事項に関する聴取請求者の陳述書等があるときは、その陳述書等及びその事項の調査に当たった職員が作成し、かつ、署名した調書を朗読して、意見の聴取を行うことができる。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第11条 議長は、聴取請求者が意見の聴取の事項の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、当該聴取請求者に対し、その陳述を制限することができる。

2 議長は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の秩序を維持するため、意見の聴取を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴取請求者の不出頭等の場合における意見の聴取の終結)

第12条 議長は、聴取請求者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、第10条第2項に規定する陳述書等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び陳述書等を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結す

ることができる。

- 2 意見の聴取に出頭した聴取請求者又はその代理人が、議長の質問に対して答弁せず、又は議長の許可なく退場したときは、前項の規定を準用する。

(代執行令書)

第13条 法第22条第9項の規定による代執行をする場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項に規定する通知は、代執行令書（第5号様式）により行うものとする。

(令5規則94・一部改正)

(執行責任者証票)

第14条 法第22条第9項の規定による代執行をする場合における行政代執行法第4条に規定する証票の様式は、執行責任者証票（第6号様式）とする。

(令5規則94・一部改正)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第98号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした処分又はこの規則の施行前にされた請求に係る不作為に係る不服申立てに関する諮問をした旨の通知については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和5年規則第94号）

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

第1号様式(第2条)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第9条第2項に規定する立入調査をすることができる職員であることを証明する。	
年 月 日	名古屋市長 印

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)

(立入調査等)

第9条 (略)

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 (略)

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

備考1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

第2号様式（第3条）

第 号 年 月 日							
措置勧告書							
氏 名 （名称及び代表者の氏名）							
名古屋市長 印							
空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第2項の規定により、次のとおり勧告します。							
勧告の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">管理不全空家等の所在地</td> <td style="padding: 5px;">名古屋市 区</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">勧告の理由</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">措置内容</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	管理不全空家等の所在地	名古屋市 区	勧告の理由		措置内容	
管理不全空家等の所在地	名古屋市 区						
勧告の理由							
措置内容							
履 行 期 限	年 月 日						
担当部署、担当者氏名及び電話番号							

注1 この勧告に係る措置をとった場合は、遅滞なく、上記の担当者に報告してください。

2 この勧告に係る管理不全空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3に規定する住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合においては、当該敷地は、この勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。

3 この勧告に係る措置が履行されず、法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなった場合は、必要に応じて、法第22条に基づき必要な措置をとることとなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式の2(第3条)

		第 号 年 月 日
措置勧告書		
氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
名古屋市長		印
空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第22条第2項の規定により、次のとおり勧告します。		
勧告の内容	特定空家等の所在地	名古屋市 区
	勧告の理由	
	措置内容	
履 行 期 限		年 月 日
担当部署、担当者氏名 及び電話番号		

- 注1 この勧告に係る措置をとった場合は、遅滞なく、上記の担当者に報告してください。
- 2 正当な理由がなくこの勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該勧告に係る措置をとることを命ずることがあります。
- 3 この勧告に係る特定空家等の敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3に規定する住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合においては、当該敷地は、この勧告により、当該特例の対象から除外されることになります。
- 4 災害その他非常の場合において、法第22条第11項の規定により、緊急に代執行を行うことがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式(第4条)

第 号 年 月 日		
措置命令書		
氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
名古屋市長 印		
空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第22条第3項の規定により、 次のとおり命令します。		
命令の内容	特定空家等の 所在地	名古屋市 区
	命 令 の 理 由	
	措 置 内 容	
履 行 期 限		年 月 日
担当部署、担当者氏名 及び電話番号		

- 注1 この命令に係る措置をとった場合は、遅滞なく、上記の担当者に報告してください。
- 2 この命令に従わないときは、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられることがあります。
 - 3 上記の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても上記の期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、代執行の手続に移行することがあります。
 - 4 災害その他非常の場合において、法第22条第11項の規定により、緊急に代執行を行うことがあります。
- 備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式(第5条)

年 月 日

意見の聴取請求書

(宛先)名古屋市長

請求者
住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項の規定に基づき 年 月 日
付通知書を受領しましたが、公開による意見の聴取を請求します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式(第13条)

第 号 年 月 日	
代執行令書	
氏 名 (名称及び代表者氏名)	
名古屋市長 印	
年 月 日付第 号の命令に係る措置を履行期限までに履行しなかったの で、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、次のとおり代執行 をします。	
代 執 行 の 内 容	
代 執 行 の 時 期	
執 行 責 任 者	
代 執 行 に 要 す る 費 用 の 概 算 に よ る 見 積 額	

注 代執行に要した費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示
 を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式(第14条)

(表)

第 号
執 行 責 任 者 証 票
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。 年 月 日
名古屋市長 記
印
1 代執行をなすべき事項
2 代執行をなすべき時期

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法(抜すい)
(特定空家等に対する措置)
第22条 (略)
2 } 5 } (略) 8 }
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10 } 5 } (略) 17 }
行政代執行法(抜すい)
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。